

2012年度 ITP-EUROPA 派遣報告書

説田英香

報告者は、2012年9月12日から2013年7月2日の期間、ドイツのフライブルク大学文学部近現代史に ITP プログラムにより派遣され、留学する機会を得た。派遣先での受入指導教員は、ウルリッヒ=ヘルベルト教授であった。留学の目的は、博士論文の執筆とそのための史料を文書館や図書館で収集する事であった。報告者は、東京外国語大学とフライブルク大学との共同学位制度を利用して博士論文を提出することを最終目標としている。提出期日は、2014年3月末（予定）である。博士論文では1973-1985年を対象に、ドイツの外国人政策における「帰国促進政策」と「統合政策」の関係性を論じる。

報告者は既に、2010年10月からフライブルク大学を拠点に研究活動を行ってきた。これまでは1970年代を中心に、コブレンツの連邦文書館とベルリンの外務省の文書館にて、外国人政策に関する史料の収集と分析を行ってきた。本派遣期間ではそれらに加え、1980年代前半の外国人政策に関する史料を扱った。その中でも、とりわけ1982年にバーデン=ヴュルテンベルク州を筆頭に各州政府により出された「外国人制限法 („Ausländerkonsolidierungsgesetz “)」に関する議論と、1983年に施行された「帰国促進法 („Rückkehrförderungsgesetz “)」の形成過程に着目した。その関連で、1975年にバーデン=ヴュルテンベルク州により提出された「帰国促進法 („Rückkehrförderungsgesetz “)」の法案とそれに関する議論についても分析を行った。史料収集は2012年10月半ばから約2週間、コブレンツの連邦文書館にて行った。今回取り扱った1982-1985年の史料は、「30年原則」の下閲覧制限が設けられているものであり、申請に基づく閲覧許可の手続きが必要とされた。申請は既に2012年2月から随時行っていた。一部の史料については、複写が郵送されたため文書館に出向くことなく、収集する事ができた。他にも、フライブルクにあるドイツカリタス団体の文書館にて調査を行った。カリタス団体は移民政策の中でも、とりわけ統合政策についての史料を多く所蔵しているとのことであった。実際には、イタリアからの外国人労働者とその家族に対する具体的な支援活動の記録がほとんど

であり、報告者の論文テーマに適した史料は見当たらなかった。しかし僅かではあるものの、1970年代前半の連邦政府による、外国人労働者政策についての史料の所蔵を確認することができた。カリタス団体の文書館の閲覧室には二席しか閲覧場所が用意されておらず、現在2013年9月まで予約がいっぱいであるため、次回の訪問は席が空き次第ということになる。上記の史料収集と分析から、以下の結果を得る事が出来た。帰国促進政策については、1980年代に入ってから一とりわけ1982年コール政権以降ではなく、それ以前の1973年から連邦政府により既に検討されていたことがわかった。それまでの分析結果からは、外国人政策についての意見が連邦労働省と内務省を軸に、連邦政府内で厳格路線とリベラル路線に分裂していたことがわかっている。対して、帰国促進政策に関しては連邦政府内での見解の一致が見られていた反面、政党間の意見の対立を確認する事ができた。それは、1975年にバーデン=ヴュルテンベルク州により提出された「帰国促進法 („Rückkehrförderungsgesetz“）」の法案の議論について特に言える。この点については、今後、より注目して調査を進めていきたい。また、1976年に連邦政府により設立された帰国促進政策委員会の調査結果からは、外国人労働者とその家族のドイツ社会への統合は、帰国促進政策に矛盾するものとして捉えられていた事が明らかになった。1973年から「制限政策」、「帰国促進政策」そして「統合政策」は外国人労働者および外国人政策において重要な3つの方針であったが、「制限政策」と「統合政策」に対し、「帰国促進政策」にはさほど重きが置かれてこなかった様に感じられる。その状況は1981年11月11日の内閣決議以降、変化をみせる。その辺りから「帰国促進政策」は「統合政策」の前提として、両者の関連性が強調されるようになった。そのきっかけと背景については、現在分析中である。以上が今回の派遣においての新たな研究結果である。今後の課題は、これらの結果を、これまでに行った外国人政策全体の議論に関する調査結果の中に組み込んで行くことである。

上記の博士論文の執筆と準備に加え、学期中には週に一度、ヘルベルト教授が主催するコロキウムに参加した。コロキウムでは毎回、様々な国の研究者による報告と議論が行われる。論の進め方や議論の仕方だけでなく、最新の研究状況を把握するという点でも、大変勉強になった。更に2012年11月23日と24日にはヒルデスハイム大学にて国際セミナーが行われ、博士論文のテーマである1970年代の外国人政策一とりわけ「統合政策」一についての報告を行った。この報告と議論を下に、

1973～1977/78年に行われた外国人労働者のコンセプト設定の過程、そしてそこにおける「制限政策」、「帰国促進政策」そして「統合政策」の関係性をテーマとした論文を執筆した（2014年刊行予定）。

最後に、博士論文の構成（仮）に沿って執筆の進み具合と今後の課題について報告する。第一章では前史として、戦後ドイツにおける外国人労働者雇用の開始（1950年代半ば以降）と1960年代の外国人労働者政策の方針を扱う。後者では、とりわけ1960年代後半の外国人労働者の滞在長期化と家族呼び寄せに関する議論に着目し、連邦政府の「統合」と「帰国」についての政策方針を見て行く。第二章では、1970年代の外国人政策のコンセプト設定の過程を考察する。その中で見られた連邦政府内や政党間での外国人諸政策についての意見の対立が、外国人政策の「制限政策」、「統合政策」そして「帰国促進政策」にそれぞれどう影響したのかを明らかにする。第三章では1983年に施行された「帰国促進法」の制定過程を考察する。とりわけ1981年11月11日の帰国促進政策に関する内閣決議、1982年にバーデン＝ヴュルテンベルク州を筆頭に提出された「外国人制限法（„Ausländerkonsolidierungsgesetz“）」の法案、そして新コール内閣により提出された「帰国促進法」案とその決議を取り扱う。そして第三章の最後には、帰国促進法の結果とその影響についての分析を行う。第一章で扱う時代の外国人労働者雇用政策とその実態については修士論文で取り扱っているが、文書館での史料収集はまだ行っていない。これに関しては、次回の文書館訪問の際に収集したい。第二章では、史料の収集と分析の大部分が終了している。今後は、テーマごとに細かく分けてまとめたこれまでの分析結果を、それぞれ論立てて繋げて行く作業が必要とされる。第三章に関してもある程度まとまった史料の収集が出来ているが、次回の文書館訪問の際に、補足的にいくつか史料を収集する必要がある。報告者は2013年8月1日から2014年3月31日まで、再びフライブルク大学への派遣が決まっている。ここでは、8/9月に最後の大きな史料収集をコブレンツの連邦文書館で行い、10月以降は残りの史料分析を行うと同時に、博士論文の本格的な執筆を開始する計画である。

以上